

### 大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項第1号中「別表第4まで及び別表第6から別表第8まで」を「別表第5まで及び別表第7から別表第10まで」に、「1,600円」を「1,600円、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る住宅に関する住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）が交付され、法第6条第1項第1号に定める基準に適合していると認められた住宅（以下「住宅性能評価適合住宅」という。）にあっては5,500円」に改め、同条第2項中「加えた額」を「加えた額（建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事が行う当該申出に係る建築物の計画が同法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を含む同条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額）」に改め、同条第3項中「第20条第2号又は第3号に定める基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項又は第3項に定める基準に従った構造計算で、同法第20条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの」を「第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定に係る」に、「別表第4」を「別表第5」に改め、同条第4項中「別表第5」を「別表第6」に改める。

第7条の5第1項中「別表第6及び別表第7」を「別表第7及び別表第8」に改め、同項第1号中「別表第6」を「別表第7」に改め、同条第2項中「別表第7」を「別表第8」に、「加えた額」を「加えた額（構造計算適合性審査を含む建築基準法第18

条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第9の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額)に改め、同条第3項中「別表第8」を「別表第10」に改め、同条第4項中「別表第9」を「別表第11」に改める。

第7条の6第1項中「、別表第4、別表第7及び別表第8」を「から別表第5まで及び別表第8から別表第10まで」に、「規定よる」を「規定による」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(採石法の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の7 採石法(昭和25年法律第291号。以下この条において「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 法第33条の規定による採取計画の認可の申請に対する審査 1件につき52,000円
- (2) 法第33条の5第1項の規定による採取計画の変更の認可の申請に対する審査 1件につき33,000円

(砂利採取法の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の8 砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下この条において「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 法第16条の規定による採取計画の認可の申請に対する審査 1件につき37,700円
- (2) 法第20条第1項の規定による採取計画の変更の認可の申請に対する審査 1件につき17,000円

(都市再生特別措置法の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の9 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条の3第2項の規定による認定の申請に対する審査については、1件につき27,000円の手数料をその申請

をする者から徴収する。

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)  
第7条の10 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定による許可の申請に対する審査については、1件につき160,000円の手数料をその申請をする者から徴収する。

別表第1中

「

事前審査適合住宅	200平方メートル以下	9,500円
	200平方メートルを超え 500平方メートル以下	17,400円
	500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	30,100円
	1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	47,900円
	3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	89,200円
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	155,300円
	10,000平方メートル超	269,700円

」

を

「

事前審査適合住宅	200平方メートル以下	9,500円
	200平方メートルを超え 500平方メートル以下	17,400円
	500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	30,100円

		1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	47,900円
		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	89,200円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	155,300円
		10,000平方メートル超	269,700円
住宅性能評価 適合住宅	一戸建ての 住宅	200平方メートル以下	22,200円
		200平方メートル超	35,200円
	共同住宅等	500平方メートル以下	67,300円
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	107,900円
		1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	205,200円
		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	353,300円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	550,300円
		10,000平方メートル超	1,007,400円

に改め、同表中備考を次のように改める。

#### 備考

- この表において、「延べ面積」とは、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る住宅が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号本文の規定により算定された延べ面積をいう。）をいう。

2 この表において、「一戸建ての住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。別表第2において同じ。

3 この表において、「共同住宅等」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第4条第2号に規定する共同住宅等をいう。別表第2において同じ。

別表第2中

「

事前審査適合住宅	50平方メートル以下	1,600円
	50平方メートルを超え 100平方メートル以下	4,800円
	100平方メートルを超え 200平方メートル以下	9,500円
	200平方メートルを超え 500平方メートル以下	17,400円
	500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	30,100円
	1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	47,900円
	3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	89,200円
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	155,300円
	10,000平方メートル超	269,700円

」

を

「

事前審査適合住宅		50平方メートル以下	1,600円
		50平方メートルを超え 100平方メートル以下	4,800円
		100平方メートルを超え 200平方メートル以下	9,500円
		200平方メートルを超え 500平方メートル以下	17,400円
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	30,100円
		1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	47,900円
		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	89,200円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	155,300円
		10,000平方メートル超	269,700円
		住宅性能評価 適合住宅	一戸建ての 住宅
50平方メートルを超え 100平方メートル以下	13,900円		
100平方メートルを超え 200平方メートル以下	22,200円		
200平方メートル超	35,200円		
共同住宅等	50平方メートル以下		
50平方メートルを超え 100平方メートル以下	30,800円		

	100平方メートルを超え 200平方メートル以下	42,200円
	200平方メートルを超え 500平方メートル以下	67,300円
	500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	107,900円
	1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	205,200円
	3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	353,300円
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	550,300円
	10,000平方メートル超	1,007,400円

」

に改め、同表備考中「別表第4まで及び別表第6から別表第8まで」を「別表第5まで及び別表第7から別表第10まで」に改める。

別表第3備考第2号中「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表第9を別表第11とし、別表第8を別表第10とする。

別表第7備考第2号中「別表第9」を「別表第11」に改め、同表を別表第8とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第9（第7条の5関係）

床 面 積	額
200平方メートル以下	117,100円
200平方メートルを超え500平方メートル以下	140,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	162,800円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	185,700円

2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	221,900円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	294,700円
50,000平方メートル超	541,300円

備考 この表において、「床面積」とは、構造計算適合性審査に係る建築物の部分の床面積とする。ただし、みなし計画に係る建築物（構造計算適合性審査を受けたものに限る。）の計画を変更して建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあつては、構造計算適合性審査に係る建築物の部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。

別表第6を別表第7とし、別表第5を別表第6とし、別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第7条の4関係）

床面積	額
200平方メートル以下	117,100円
200平方メートルを超え500平方メートル以下	140,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	162,800円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	185,700円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	221,900円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	294,700円
50,000平方メートル超	541,300円

備考 この表において、「床面積」とは、構造計算適合性審査に係る建築物の部分の床面積とする。ただし、みなし計画に係る建築物（構造計算適合性審査を受けたものに限る。）の計画を変更して建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあつては、構造計算適合性審査に係る建築物の部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加す

る部分の床面積)とする。

#### 附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第7条の6の次に4条を加える改正規定(第7条の9及び第7条の10に係る部分に限る。) 公布の日
- (2) 第7条の4第1項第1号の改正規定(「1,600円」を「1,600円、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る住宅に関する住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。)が交付され、法第6条第1項第1号に定める基準に適合していると認められた住宅(以下「住宅性能評価適合住宅」という。)にあつては5,500円」に改める部分に限る。)、第7条の6の次に4条を加える改正規定(第7条の7及び第7条の8に係る部分に限る。)、別表第1の改正規定及び別表第2(備考を除く。)の改正規定 平成27年4月1日

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

採石法、砂利採取法、都市再生特別措置法及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料を定めるとともに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務等に係る手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市手数料条例 (抄)

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この条及び別表第1から別表第3までにおいて「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に対する審査 1件につき、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(当該申請が行われる時に、当該申請に係る住宅が属する1の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この条から第7条の6まで、別表第1から別表第4まで及び別表

別表第5 別表第6から別表第8までにおいて同じ。)において法第5条第1項から第3項までの規定によ

第7 別表第10  
る認定の申請が複数行われる場合にあつては、当該額を当該複数の申請の件数で除した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)と、12,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の登録を受けた者(以下「登録住宅性能評価機関」という。)により、法第6条第1項各号(第3号を除く。)に定める基準に適合していると認められた住宅(以下「事前審査適合住宅」という。)にあつては1,600円、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る住宅に関する住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。)が交付され、法第6条第1項第1号に定める基準に適合していると認められた住宅(以下「住宅性能評価適合住宅」という。)にあつては5,500円)のうちいずれか高い額

- (2)-(5) 省 略

- 2 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があつた場合における前項第1号又は第2号に規定する審査に係る手数料の額は、これらの規定にかかわらず、当該審査1件につき、これらの規定による手数料の額に、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(大阪市建築基準法施行条例(平成12年大阪市条例第62号)第6条第1項ただし書に規定する磁気ディスク等(以下「磁気ディスク等」という。)による申出にあつては、当該額から2,000円を減じた額)を加えた額(建築基準法第6条の3第

1 項ただし書に規定する建築主事が行う当該申出に係る建築物の計画が同法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を含む同条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額）とする。

3 前項に規定する審査において、建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項又は第3項に定める基準に従った構造計算で、に係る

同法第20条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査（以下「構造適合審査」という。）を要する場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額及び3,300円の合計額に、構造適合審査1件につき、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額とする。  
**別表第5**

4 第2項に規定する審査において、建築基準法第87条の2に規定する建築設備（以下「建築設備」という。）に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額（第2項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第1項第1号又は第2号の規定による手数料の額）に、当該審査1件につき、別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申  
**別表第6**

出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額とする。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料）

第7条の5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この条並びに**別表**

**別表第6**及び**別表第7**において「法」という。）の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものにつ  
**第7 別表第8**

いては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額  
**別表第7**

（同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表の右欄

に定める額の合計額)

(2) 省 略

- 2 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における前項第1号に規定する審査に係る手数料の額は、同号の規定にかかわらず、当該審査1件につき、同号の規定による手数料の額に、別表第7の左欄に掲げる区分に応じ、同別表第8

表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（構造計算適合性審査を含む建築基準法第18条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第9の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額）とする。

- 3 前項に規定する審査において、構造適合審査を要する場合における手数料の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額及び3,300円の合計額に、構造適合審査1件につき、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額とする。  
**別表第10**

- 4 第2項に規定する審査において、建築設備に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額（第2項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第1項第1号の規定による手数料の額）に、当該審査1件につき、別表第9の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディ  
**別表第11**

スク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額とする。

（一団地の住宅施設として建築される建築物に係る手数料の特例）

- 第7条の6 都市計画法第11条第1項第8号に掲げる一団地の住宅施設として建築（建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。以下この条、別表第3、別表第4、別表第7から別表第5まで及び

及び別表第8において同じ。）をされる建築物で建築基準法第86条の規定の適用  
**別表第8から別表第10まで**

を受けるものに係る第7条の4第2項から第4項まで及び前条第2項から第4項までの規定  
**規定に**

よる手数料の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した手数料の額から、当該額から第7条の4第1項第1号若しくは第2号又は前条第1項第1号の規定により算定した手数料の額を減じた額の2分の1に相当する額を減じた額とする。

2 省 略

(採石法の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の7 採石法（昭和25年法律第291号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 法第33条の規定による採取計画の認可の申請に対する審査 1件につき52,000円
- (2) 法第33条の5第1項の規定による採取計画の変更の認可の申請に対する審査 1件につき33,000円

(砂利採取法の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の8 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 法第16条の規定による採取計画の認可の申請に対する審査 1件につき37,700円
- (2) 法第20条第1項の規定による採取計画の変更の認可の申請に対する審査 1件につき17,000円

(都市再生特別措置法の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の9 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条の3第2項の規定による認定の申請に対する審査については、1件につき27,000円の手数料をその申請をする者から徴収する。

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の10 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定による許可の申請に対する審査については、1件につき160,000円の手数料をその申請をする者から徴収する。

別表第1（第7条の4関係）

区 分		額	
住宅の種類別	延べ面積		
事前審査適合住宅		省 略	
住宅性能評価 適合住宅	一戸建ての 住宅	200平方メートル以下	22,200円
		200平方メートル超	35,200円
	共同住宅等	500平方メートル以下	67,300円
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	107,900円

		1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	205,200円
		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	353,300円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	550,300円
		10,000平方メートル超	1,007,400円
省	略	省	略

備考 この表において、「延べ面積」とは、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る住宅が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号本文の規定により算定された延べ面積をいう。）をいう。

**備考**

- この表において、「延べ面積」とは、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る住宅が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号本文の規定により算定された延べ面積をいう。）をいう。
- この表において、「一戸建ての住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。別表第2において同じ。
- この表において、「共同住宅等」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第4条第2号に規定する共同住宅等をいう。別表第2において同じ。

別表第2（第7条の4関係）

区		分	額
住宅の種別		床面積の合計	
事前審査適合住宅		省	略
住宅性能評価 適合住宅	一戸建ての 住宅	50平方メートル以下	5,500円
		50平方メートルを超え 100平方メートル以下	13,900円

		100平方メートルを超え 200平方メートル以下	22,200円
		200平方メートル超	35,200円
	共同住宅等	50平方メートル以下	19,200円
		50平方メートルを超え 100平方メートル以下	30,800円
		100平方メートルを超え 200平方メートル以下	42,200円
		200平方メートルを超え 500平方メートル以下	67,300円
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	107,900円
		1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下	205,200円
		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	353,300円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	550,300円
		10,000平方メートル超	1,007,400円
省		略	省

備考 この表において、「床面積の合計」とは、法第8条第1項の規定による変更の認定の申請に係る住宅が属する1の建築物の当該変更に係る部分の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第3号により算定された床面積をいう。以下この表から別表第4まで及び別表第6から別表第8までにおいて同じ。）の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）をいう。

別表第3（第7条の4関係）

省	略
---	---

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

(1) 省 略

(2) 法第6条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる長期優良住宅建築等計画（以下この表から別表第5までにおいて別表第6

「みなし計画」という。）の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 省 略

(3)～(5) 省 略

別表第4 省 略

別表第4－別表第6 省 略  
別表第5 別表第7

別表第7（第7条の5関係）  
別表第8

省	略
---	---

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

(1) 省 略

(2) 法第54条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる認定低炭素建築物新築等計画（以下この表から別表第9までにおいて別表第11

「みなし計画」という。）の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 省 略

(3)～(5) 省 略

別表第9 省 略

別表第8－別表第9 省 略  
別表第10 別表第11